

一般社団法人日本経営士会東北支部

経営支援センター規則

平成3年11月15日 制定

(名称)

第1条 当センターは、一般社団法人日本経営士会東北支部〇〇経営支援センターと称する。〇〇とは東北6県の青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県とする。

(事務所)

第2条 当センターは、各県の経営支援センターに事務所を置く。
(以下各県の経営支援センターは当経営支援センターと称する)

(目的)

第3条 当経営支援センターは、本部・支部の基本方針に則りその目的達成に協力し、会員による業務協力を通じて、地域企業・団体等の経営の健全な発展に寄与し、併せて経営士の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第4条 当経営支援センターの会員は、それぞれの県内に登録した一般社団法人日本経営士会の会員をもって構成する。

(事業)

第5条 当経営支援センターは、次の事業を行う。

- (1) 支部業務の分担業務
- (2) 地域関係機関及び団体等との連携並びに協力
- (3) 会員の業務に関する広報
- (4) 会員相互の研修、連絡・情報交換
- (5) その他、目的達成に必要な活動

(役員)

第6条 当経営支援センターに、次の役員を置く。

- (1) 経営支援センター長 1名
- (2) 事業委員長 若干名
- (3) 事業推進委員 若干名

(役員を選任と任期)

第7条 当経営支援センター長は、支部長の推薦により、支部報告会で選任する。

- 2 事業委員長、事業推進委員は、支部長、経営支援センター長の話し合いで指名する。
- 3 役員任期は、支部役員任期に準ずる。

(役員の仕事)

第8条 当経営支援センター長は、各事業の業務を統括する。

2 事業委員長は、経営支援センター長を補佐し、事業推進を図る。

3 事業推進委員は、業務の推進を図る。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当経営支援センターの事業計画書及び収支予算書は、経営支援センター長が作成し、毎事業年度開始前に支部長に提出し、本部事業費確定後、支部幹事会の議を経て、事業年度の予算を確定する。ただし、会費徴収が当初の納入額を下回った場合、事業の縮小を行う。

(事業報告及び収支決算)

第10条 当経営支援センターの事業報告書及び収支決算書は、経営支援センター長が、事業終了後或いは継続されている事業は、半期ごとに遅滞なく作成し、支部長に提出する。

(経費)

第11条 当経営支援センターの経費は、各事業毎に予算申請を支部長に行う。支部では、支部幹事会の議を経て、交付する。その他の収入が、その事業より発生した場合は、事業終了毎に支部に収入として納入する。事業が半年以上継続されている場合は、半期ごとに決算を行い、事業の進捗状況を支部長へ報告する。年度末には、手元現金を含め、全額支部口座に送金する。所得税の預り金は、随時、直接本部へ明細をつけて送金する。

(事業年度)

第12条 当経営支援センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(準用)

第13条 この規則に定めのない事項は、東北支部規約及び関連規程を準用する。

(規則の改定)

第14条 この経営支援センター規則は、支部規約の変更により改定されることがある。

(附則)

この規則は平成3年11月15日より施行する。

平成22年 1月18日 一部改訂

平成22年 4月 2日 一部改訂